

居住費及び食費の軽減制度について(介護保険負担限度額認定)

入所サービス・ショートステイを利用した時に、一定の所得条件を満たした方を対象に居住費及び食費の減額をする制度です。

※軽減を受けるには申請が必要です。詳しくはお住まいの市町村介護保険窓口へご相談ください。

※申請日の属する月の1日から有効になります。

・令和3年8月からの居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産状況 ※1	食費		居住費	
				入所サービス	ショートステイ	個室	多床室
1段階	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	300円	490円	0円
	老齢福祉年金受給者						
2段階	世帯全員が住民税非課税	合計所得合計金額+課税年金収入額+非課税年金収入額80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円	600円	490円	370円
3段階-①		合計所得合計金額+課税年金収入額+非課税年金収入額80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円	1,000円	1,310円	370円
3段階-②		合計所得合計金額+課税年金収入額+非課税年金収入額120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円	1,300円	1,310円	370円

※1 第2被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。